

○独立行政法人国際協力機構が実施する資金協力事業において不正行為等に関与した者に対する措置規程

(平成20年10月1日規程(調)第43号)

改正 平成21年7月13日規程(調)第19号 平成21年10月1日規程(総)第28号  
平成23年3月11日規程(総)第6号 平成26年3月3日規程(総)第3号  
平成26年8月5日規程(総)第27号 平成26年9月2日規程(総)第35号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)が実施する資金協力の受益国及びその実施機関(以下「資金協力受益国」という。)が資金協力事業に必要なものとして行う資機材、施設及びサービスの調達契約(以下「調達契約」という。)において、腐敗又は不正行為(以下「不正行為等」という。)に関与したと認められる者に対し、資金協力事業の実施のために機構が資金協力受益国と締結する契約に基づき、機構が措置を行う場合に必要な事項を定めるものとする。

(審議)

第2条 この規程に基づく措置の審議は、独立行政法人国際協力機構組織規程(平成16年規程(総)第4号)第16条に基づき設置される措置審議委員会がこれを所掌する。

(措置の内容)

第3条 機構は、調達契約の受注者又は調達契約を受注しようとする者(以下「調達契約の受注者等」という。)が、別表各号に掲げる措置要件の一に該当する不正行為等に関与したことを第5条の規定により認定したときは、当該不正行為等の内容及び当該資金協力事業の進捗状況等に照らし、明らかに資金協力受益国に対して不利益をもたらすと認められる場合を除き、当該調達契約の受注者等が当該調達契約の当事者となることを認めない、又は当該契約を資金協力の対象としないこととする。

2 前項の場合において、機構は、情状に応じて、別表各号に掲げる期間並びに第7条及び第8条の規定により期間を定め、不正行為等に関与した者が新たに調達契約の当事者となることを認めない、又は不正行為等に関与した者が新たに受注した調達契約を資金協力の対象としないこととする。(以下この項の定める措置の対象となる期間を「措置の期間」という。)

3 第1項の場合において、機構は措置の期間中、当該調達契約の受注者等が、他の調達契約の下請負人になることを認めない。また、当該調達契約の受注者等が、円借款により資金協力受益国に供与された資金の転貸先となることを認めない。これらの場合の措置は、当該下請負人及び資金の転貸先に適用する。

第4条 機構は、日本政府が行う事業において不正行為等に関与した者に対して、機構が実施する資金協力事業において措置をとることにつき、日本政府との協議により、この規程の定める手続に準じ、措置を行うことができる。

2 機構は、独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく措置の対象となる者について、この規程に則り措置を行うことができる。

(措置の認定方法)

第5条 機構は、次の各号の一に該当する事実を確認したときは、別表中の措置要件に該当するものとして認定する。

(1) 別表の措置要件の各号に記載された法令等に基づく容疑により、調達契約の受注者等又はその役員若しくはその使用人が逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合又は行政機関による処分を受けた場合。

(2) 調達契約の受注者等又はその役員若しくはその使用人が別表中第1号から同第18号までのいずれかの措置要件に該当する不正行為等に関与したことを認めている場合。

(3) 機構が別表中第1号から同第18号までのいずれかの措置要件に該当する不正行為等について客観的な事実として認定した場合。

2 機構は、調達契約の受注者等又はその役員若しくはその使用人が、別表の中に定める我が国の法令の規定に相当する外国の法令に違反し、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による最終処分がなされた場合には、当該措置要件に該当するものとみなすことができる。

(措置対象)

第6条 第3条第2項による措置の対象となる調達契約は、措置の期間中に資金協力の対象となる調達契約に係る手続(以下「調達手続」という。)が行われる契約とする。

2 前項に定める調達手続は、次の各号に定める調達契約の種類及び資金協力受益国による契約相手方選定の手続の場合分けに応じ、当該各号に定める手続があった時から当該調達契約の締結時までの一連の手続とする。

(1) コンサルタント契約

- イ ショート・リスト方式により契約相手方を選定する場合 ショートリストへの同意申請
- ロ 特定のコンサルタントを契約相手方として指名する場合 指名

(2) 資機材、施設及び役務契約

- イ 国際競争入札又は現地競争入札により契約相手方を選定する場合であって、事前資格審査を実施するとき 公示
- ロ 国際競争入札又は現地競争入札により契約相手方を選定する場合であって、事前資格審査を実施しないとき 入札公示
- ハ 国際競争入札及び現地競争入札以外の調達方法(限定国際入札、インターナショナルショッピング及び随意契約を含む。以下この条において同じ。)により契約相手方を選定する場合であって機構が調達方法について同意を行うとき 調達方法についての同意申請
- ニ 国際競争入札及び現地競争入札以外の調達方法により契約相手方を選定する場合であって機構が調達方法について同意を行わないとき 指名

3 機構は、前項に基づき措置の対象となる調達契約のうち、以下の各号のいずれかに該当するものであって、明らかに資金協力受益国に対して不利益をもたらすと認められる場合等には、資金協力受益国からの要請に基づき措置の対象から除外することができる。

- (1) コンサルタント契約において、プロポーザル又は見積書の提出が締め切られたとき
  - (2) 資機材、施設及び役務契約において、入札が締め切られたとき、又は国際競争入札若しくは一般競争入札以外の調達方法による場合には、見積書の提出が締め切られたとき
- (共同企業体及び下請人に関する措置)

第7条 機構は、第3条又は第4条の規定による措置を受けた者を構成員に含む共同企業体について、当該措置の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、措置を行うことができる。

2 機構は、第3条及び第4条の規定により共同企業体について措置を行うときは、当該共同企業体の措置の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該共同企業体の構成員(明らかに当該措置について責を負わないと認められる者を除く。)について、措置を併せ行うものとする。

3 機構は、第3条又は第4条の規定により措置を行う場合において、当該措置について責を負うべき下請負人があることが明らかになったときは、元請人の措置の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該下請負人について、措置を併せ行うものとする。

(措置の期間の加重及び減免)

第8条 不正行為等に関与した調達契約の受注者等が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ措置の期間の短期及び長期とする。

2 不正行為等に関与した調達契約の受注者等が次の各号の一に該当することとなった場合における措置の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の措置の期間が1箇月に満たないときは1.5倍、別表第10号の措置要件に該当するときには2.5倍)の期間とする。

- (1) 別表各号の措置要件に係る措置の期間中又は当該期間の満了後2箇年を経過するまでの間に、新たに別表各号の措置要件のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 別表中第6号の措置要件に係る措置の期間の満了後2箇年を超え4箇年を経過するまでの間に、新たに別表中第6号の措置要件に該当することとなったとき。
- (3) 別表中第7号から同第16号までの措置要件に係る措置の期間の満了後2箇年を超え4箇年を経過するまでの間に、新たに別表中第7号から同第16号までの措置要件に該当することとなったとき。

3 不正行為等に関与した調達契約の受注者等について、情状酌量すべき特別の事由がある場合には、措置の適用を免除し、又は別表各号若しくは前2項の規定による措置の期間の短期をさらに短縮することができる。

4 不正行為等に関与した調達契約の受注者等について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える措置の期間を定める必要があるときは、措置の期間を当該長期の2倍(ただし、当該期間の長期の2倍が36箇月を超える場合は36箇月)に延長することができる。

5 不正行為等に関与した調達契約の受注者等について、当該行為による措置の期間中に情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で措置の期間を変更することができる。

6 機構は、措置を行う場合に、日本政府との協議により、当該措置の期間等を、日本政府の措置期間等に合わせることができる。

(措置の終了又は解除)

第9条 当該措置対象者（ただし個人を除く。）に対する措置期間が満了した場合であって、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、措置は終了するものとする。

(1) 別表第1から第5までのいずれか、第17又は第18に規定する要件に該当して措置の対象となった場合 再発防止策の提出

(2) 別表第6、第7、第10、第11又は第16に規定する要件に該当して措置の対象となった場合 法人全体を対象とするコンプライアンスプログラムの策定及び提出

2 前項の場合において、機構は、措置対象者から提出された再発防止策又はコンプライアンスプログラムの内容について、確認を行うものとする。

3 不正行為等に関与した調達契約の受注者等が、当該行為による措置の期間中に当該行為について責を負わないことが明らかとなったと認められたときは、機構は、当該措置対象者について措置を解除するものとする。

(措置の通知)

第10条 機構は、第3条、第4条、若しくは次条の規定により措置を行い、第8条第5項の規定により措置期間を変更し、又は前条の規定により措置を解除するときは、資金協力受益国に対し遅滞なく通知するものとする。

(措置に至らない事由の場合)

第11条 機構は、措置を行わない場合において、必要があると認めるときは、調達契約の受注者等に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起(以下「警告等」という。)を行うことができる。

2 機構は、前項の規定により警告等を受けた調達契約の受注者等が当該警告等を受けた日から1箇年を経過するまでの間に、前項の規定による警告等を受ける事態を繰り返した場合は、別表各号に定める期間の範囲内で措置を行うことができるものとする。

(総務部長への委任)

第12条 書類の書式、その他この規程の実施に必要な事務手続は、総務部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成21年7月13日規程(調)第19号)

この規程は、平成21年7月14日から施行する。

附 則(平成21年10月1日規程(総)第28号)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成23年3月11日規程(総)第6号)

この規程は、平成23年3月11日から施行する。

附 則(平成26年3月3日規程(総)第3号)

この規程は、平成26年3月3日から施行する。

附 則(平成26年8月5日規程(総)第27号)

この規程は、総務部長が別に定める日から施行する。

附 則(平成26年9月2日規程(総)第35号)

この規程は、平成26年9月2日から施行する。

別表

措置基準

措置要件	期間
------	----

(虚偽記載)	
1 調達契約に係る一連の調達関連書類等に虚偽の記載をしたと認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
(過失による粗雑業務)	
2 調達契約に係る業務を過失により粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内
(契約違反)	
3 前2号に掲げる場合のほか、調達契約に係る業務の履行に当たり、契約に違反したと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4箇月以内
(公衆損害事故)	
4 調達契約に係る業務の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内
(業務関係者事故)	
5 調達契約に係る業務の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約業務関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2箇月以内
(贈賄)	
6 調達契約の受注者である個人又は法人の役員若しくは使用人が資金協力事業に係わる資金協力受益国、調達契約の受注者等の所属国の関係者又は機構の役職員に対し、刑法(明治40年法律第45号)第198条(贈賄)又は不正競争防止法(平成5年法律第47号)第18条(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)に違反する行為を行ったとき。この場合において、調達契約の受注者が、予め不正腐敗行為を行わない旨の誓約書に署名したにもかかわらず、本項による措置の対象となったときには、措置の期間はもっとも長期の期間とする。	当該認定をした日から4箇月以上18箇月以内
(独占禁止違反行為)	
7 調達契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号に違反し、契約相手先として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2箇月以上12箇月以内
8 調達契約の受注者等(その役員又は使用人を含む。)が、独占禁止法違反に係る確定判決、確定した排除措置命令、課徴金納付命令又は審決について、当該独占禁止法違反の首謀者であることが明らかになったとき。	措置の期間を加重するものとする。
9 調達契約の受注者等について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき。	措置の期間を加重するものとする。
10 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(調達契約の受注者等である個人若しくは法人の役員若しくは使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。)	刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から6箇月以上36箇月以内
(談合)	
11 調達契約に関し、調達契約の受注者等である個人又は法人の役員若しくは使用人が談合(刑法第96条の6第2項に規定する談合をいう。以下同じ。)の行為を行ったとき。	当該認定をした日から3箇月以上12箇月以内
12 談合情報を得た場合又は機構の役職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、調達契約の受注者等が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案に該当したとき。	措置の期間を加重するものとする。
13 調達契約の受注者等(その役員又は使用人を含む。)について、競売入札妨害(刑法第96条の6第1項に規定する公の競売又は入札の公正を害すべき行為をいう。以下同じ。)又は談合に係る確定判決において競売入札妨害又は談合の首謀者であることが明らかになったとき。	措置の期間を加重するものとする。
14 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、調達契約の受注者等に入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、この表の第7号から第9号までに該当する悪質な事由があるとき。	措置の期間を加重するものとする。

<p>15 機構又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に係る調達契約の受注者等に悪質な事由があるとき。</p>	<p>措置の期間を加重するものとする。</p>
<p>15 機構又は他の公共機関の職員が、独占禁止法及び談合の法令の2に相当する外国の法令に違反し、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による最終処分を受けたときで、当該職員の容疑に係る調達契約の受注者等に悪質な事由があるとき。</p>	<p>措置の期間を加重することができるものとする。</p>
<p>16 調達契約の受注者等である個人若しくは法人の役員若しくは使用人が、競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から6箇月以上36箇月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p>	
<p>17 前各号に掲げる場合のほか、調達契約に関して不正又は不誠実な行為をしたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内</p>
<p>18 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約業務の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内</p>
<p>19 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程の規定に基づき措置を受けた者について、調達契約についてこの規程に則り措置を行うとき。</p>	<p>当該措置の対象となる行為に関するこの規程の規定の期間内</p>